

○岡山理科大学大学評価委員会規程

(設置)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程第4条に基づき、内部質保証の有効性、妥当性を検証するため、岡山理科大学大学評価委員会（以下、「大学評価委員会」という。）を置く。

(委員会の業務)

第2条 大学評価委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について評価を行う。

- (1) 全学及び部局の計画策定及び自己点検・評価の検証
- (2) 全学及び部局の内部質保証の有効性に関する事項
- (3) その他、教育研究活動等に関する事項

(組織)

第3条 大学評価委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 外部委員として学長が委嘱する者
- (2) 学長
- (3) 教育評価・計画委員長
- (4) 学生支援評価・計画委員長
- (5) 研究評価・計画委員長
- (6) 地域貢献評価・計画委員長
- (7) 国際化推進評価・計画委員長
- (8) 大学運営評価・計画委員長
- (9) 各学部評価・計画委員長
- (10) 大学事務局次長
- (11) 法人本部事務局長
- (12) 総合企画局長

(委員長等)

第4条 大学評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

(任期)

第5条 第3条に規定する委員の任期は、役職在任中とする。ただし、第3条第1号に規定する委員の任期は2年とし、その再任は妨げない。

(会議の招集)

第6条 大学評価委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に支障があるときは、副委員長がこれを代行する。

2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員会の事務)

第7条 大学評価委員会の事務は、IR・企画課において行う。

(補則)

第8条 岡山理科大学大学評価委員会規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 岡山理科大学大学評価委員会規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、平成18年7月1日から施行する。

3 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

5 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

6 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

7 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

8 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

9 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

10 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。